

外来生物法って何だろう？

植物だけではなく、すべての生き物で起きている外来生物による生態系や身体への影響、農林水産業への被害を防止することを目的に、2005年6月から施行された法律です。

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といいます。

特定外来生物(植物)を見つけたら？

生きたまま移動させる、保管するなどの行為が法律で禁止されています。

ご自宅の庭に生えていたら、根ごと抜き取り、除去した特定外来生物は、種子や植物体の断片が飛び散らないように袋などでしっかり梱包します。

天日にさらして枯死させたのち、各自治体のゴミ分別方法に従って、処分してください。
道ばたや河川敷で見つけた場合は、管理者に相談してください。

どんな被害があるかわからない外来生物を野外に捨てないでください。



高知県の特定外来生物に関することは
高知県林業振興・環境部 環境共生課へ
お問い合わせください

Tel: 088-821-4842

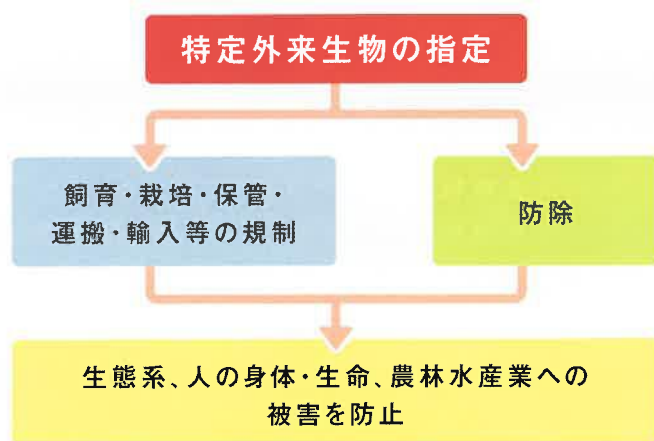
特定外来生物

外来生物法にもとづき指定された、侵略的な外来生物の一部を指定しています。特に生態系、身体・生命や農林水産業などに悪影響を与える生物です。

特定外来生物の取り扱いの規制

特定外来生物に指定されたものについては、次のような規制があります。

- 飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡など原則禁止
- 輸入することが原則禁止
- 野外へ放つ、植えることやまくことが禁止



違反すると

法律に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合には1億円以下の罰金が科されます。

外来種被害予防三原則

侵略的な外来生物による被害を予防するためには、次の三原則を守ることが必要です。

